必　携

青森県がん療養冊子

がんと正しく向き合うために。青森県のがん療養冊子



2020年

この冊子に込めた思いとは

まずはこの冊子をお手に取り、ページをめくっていただいてありがとうございます。この冊子は、様々な理由で「がん」という病気について知りたいことができたときに、役に立てて欲しい情報をまとめたものです。

「がん」と聞くと、その言葉の響きもそうですが、とても怖い病気という印象があると思います。でも、「がん」をよく知らずに、怖がりすぎてはいませんか？　私たちは、「がん」という病気について正しく理解して、正しく怖がること、裏を返せば怖がりすぎないこと、が大変重要であると考えています。

「がん」は生涯2人に1人がかかる病気と言われ、非常に身近な存在になっていますし、もし「がん」にかかっても3人に2人は治る病気でもあります。青森県民は、「がん」になりやすいわけではありませんが、進行してから発見されることが多く、がん死亡率が残念ながら全国ワースト1位となっています。「がん」について知ることは、この死亡率を下げるためにも極めて重要であると思います。

「がん」についての不安や悩みは、あなたに限らず多くの方が当然のごとく感じることです。おひとりで抱え込まずに、どんな形でもいいので外へ向けて相談しましょう。良いも悪いもたくさんの情報が手軽に入ってしまう時代だからこそ、是非この冊子から「がん」についての正しい情報を得て、怖がりすぎずに前向きな一歩を踏み出すきっかけにしていただきたいと思います。この冊子が活用され、あなたにそっと寄り添うような助けにつながれば、これほどうれしいことはありません。

平成31年3月
青森県がん診療連携協議会
がん相談支援部会　部会長
丹野　弘晃



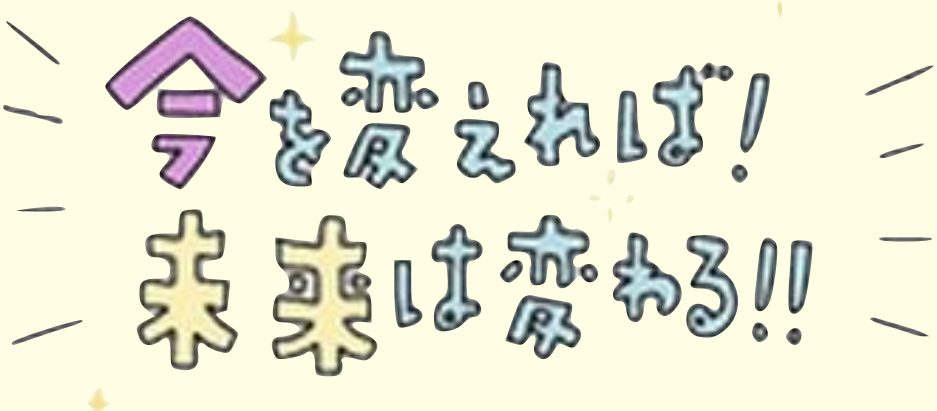
健やか力向上推進キャラクター
「マモルさん」

目　次

がん診療の流れ	・・・	1ページ
がん相談支援センターとは？	・・・	2～3ページ
がん診療連携拠点病院とは？	・・・	4～5ページ
がんについて知りたいときは？	・・・	6ページ
セカンドオピニオンを活用する	・・・	7ページ
重要な面談にのぞむときは？	・・・	8～9ページ
痛みやつらさを和らげたい	・・・	10～11ページ
お金のことが心配	・・・	12～15ページ
暮らしの場所を考える	・・・	16～18ページ
治療をしながら働けるの？	・・・	19～21ページ
交流の場（がんサロン・患者会）	・・・	22～23ページ

付録

青森県がん対策推進条例



青森県がん療養冊子（地域の療養情報）は、がんと診断された患者さんが活用できる身近な相談窓口や、経済的・社会的な制度、患者サロン、お住いの地域で支え合いの場などが掲載されています。

国立がん研究センターがん対策情報センターでは、「がんになったら手にとるガイド」、「わたしの療養手帳」、「もしも、がんが再発したら」などの書籍を発行しています。本冊子と合わせてご活用ください。

「患者必携　がんになったら手にとるガイド　普及新版」



国立がん研究センターがん対策情報センターでは、

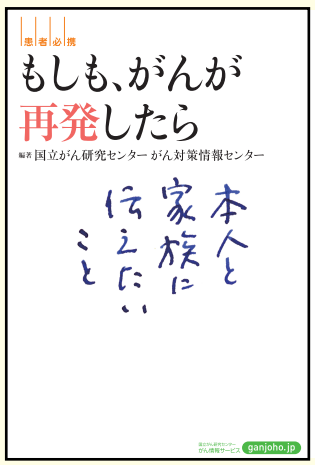
「患者必携　がんになったら手に取るガイド普及新版」

「患者必携　私の療養手帳」を作成し、ホームページ「がん情報サービス」（http://ganjoho.jp/）で公開しています。

●無料で閲覧と印刷することができます。

●一般書店でも購入できます。価格880円（税別）

「患者必携　もしも、がんが再発したら」本人と家族に伝えたいこと



がんの再発に対する不安や、再発に直面したときの支えとなる情報をまとめた冊子です。
「希望を持って生きる」助けとなりたいという願いを込めて、再発がんの体験者、がん専門医らとともに検討を重ねて作成しました。
こちらもホームページ「がん情報サービス」（http://ganjoho.jp/）で公開しています。

●無料で閲覧と印刷することができます。

●一般書店でも購入できます。価格750円（税別）

がん診療の流れ

　下の図は、がんの「受診」から「経過観察」への流れです。大まかでも、流れが見えると心にゆとりが生まれます。
　ゆとりは、医師とのコミュニケーションを後押ししてくれるでしょう。あなたらしく過ごすためにお役立てください。そして、どのタイミングでも遠慮なく相談してください。

がんの疑い	「体調がおかしいな」と思ったままにしたり、「要精密検査」を放っておかないでください。なるべく早く受診しましょう。
↓	
受　診	受診のきっかけや、気になっていること、症状など何でも担当医に伝えてください。メモをしておくと整理できます。いくつかの検査の予定や次の診察日が決まります。
↓	
検査・診断	担当医から検査結果や診断について説明があります。検査や診断についてよく理解しておくことは、治療法を選択する際に大切です。理解できないことは、繰り返し質問しましょう。検査が続くことや結果が出るまで時間がかかることもあります。
↓	
治療法の選択	がんや体の状態に合わせて、担当医が治療方針を説明します。ひとりで悩まずに、担当医と家族、周りの方と話し合ってください。あなたの希望に沿った方法を見つけましょう。
↓	
治　療	治療が始まります。気が付いたことは担当医や看護師、薬剤師に話してください。困ったことやつらいこと、小さなことでも構いません。よい解決方法が見つかるかもしれません。
↓	
経過観察	治療後の体調の変化やがんの再発などを確認するために、しばらくの間通院します。検査を行うこともあります。

がん相談支援センターとは？

全国のがん診療連携拠点病院等には、患者さんや家族の不安や疑問にこたえる相談窓口として「がん相談支援センター」があります。

がん相談支援センターでは、がん専門相談員として研修を受けた看護師や医療ソーシャルワーカーなどが、病気や治療方法の一般的な説明から、専門医療機関や助成制度の紹介、不安や悩みへのアドバイスといった療養生活全般に至るまで、さまざまな相談に対応しています。相談内容がご本人の了解なしに、担当医をはじめほかの方に伝わることはありません。どうぞ安心してご相談ください。



●利用するには？

面談または電話で相談することができます。お待たせすることもありますので、あらかじめ日時を約束することをおすすめします。

●だれでも相談できるの？

どなたでも相談できます。他の病院にかかっている方でもご利用いただけますので、お気軽にご相談ください。

●料金は？

相談料はかかりません。無料です。

●どんな相談ができるの？

●がんと言われて頭が真っ白になった。不安でいっぱいです。
●がん治療は高額だと聞き、治療費が心配です。
●先生から病気の説明を受けましたが、難しくてよくわかりません。
●他の先生の意見を聞いてみたいけど、セカンドオピニオンって先生に頼みにくいなぁ。
●治療と仕事の両立の仕方について知りたい。
●治療することで今まで通り仕事を継続できるか心配。
●(家族の立場で)本人にどう接したらいいの？退院になるけどどうしたらいいですか？
●治療による外見の変化や脱毛、爪や皮膚の変形・変色が心配。
●治療経験者と情報交換する場を知りたい。

がん相談支援センター  県内の相談窓口一覧

地域	医療機関名	窓口名称	受付時間	電話番号
青森地域	青森県立中央病院	がん相談支援センター	月～金曜日（祝日除く） 8:30～16:30	017-726-8435（直通）
	青森市民病院	がん相談支援センター	月～金曜日（祝日除く） 8:30～17:00	017–734–2171（代表） 内線：9222
津軽地域	弘前大学医学部附属病院	がん相談支援センター	月～金曜日（祝日除く） 8:30～17:00	0172-39-5174（直通）
	黒石市国民健康保険 黒石病院	がん相談支援センター	月～金曜日（祝日除く） 8:15～17:00	0172-52-2121（代表） 内線：701
八戸地域	八戸市立市民病院	がん相談支援センター	月～金曜日（祝日除く） 8:15～17:00	0178–72–5148（直通）
	青森労災病院	がん相談支援センター	月～金曜日（祝日除く） 8:15～17:00	0178– 33–1551（代表） 内線：2354
西北五地域	つがる総合病院	がん相談窓口	月～金曜日（祝日除く） 9:00～17：00	0173–35–3111（代表）
上十三地域	十和田市立中央病院	がん相談支援センター	月～金曜日（祝日除く） 9:00～17：00	0176–23–5121（代表） 内線：2066
	三沢市立三沢病院	がん相談支援センター	月～金曜日（祝日除く） 9:00～17：00	0176–52–1375（直通）
下北地域	むつ総合病院	がん相談支援センター	月～金曜日（祝日除く） 8:15～17：00	0175–22–2111（代表） 内線：3351

他にも相談窓口を設置している医療機関があります。各施設にお問い合わせください。

その他の相談先

国立がん研究センター がん情報サービス サポートセンター	平日10～15時 （土日祝日、年末年始を除く）	0570–02–3410 03–6706–7797
がん相談ホットライン 公益財団法人 日本対がん協会 Japan Cancer Society	毎日（祝日を除く） 10：00～13：00 15：00～18：00	03–3541–7830

相談料は無料ですが、通話料金はご負担いただきます。

がん診療連携拠点病院とは？

「がん診療連携拠点病院」、「地域がん診療病院」とは全国でこでも質の高いがん医療が受けられるように厚生労働省が指定した医療機関で、青森県内では５病院が指定を受けています。さらに、「地域がん診療連携推進病院」として５病院が指定を受けています。がん診療連携拠点病院は、患者さんに手術・抗がん剤治療・放射線治療・緩和ケアの専門的ながん診療を行うほか、地域の医療機関への診療支援、患者さんやご家族への相談支援など、地域におけるがん診療の拠点としての役割を担っています。

〈国指定〉

■都道府県がん診療連携拠点病院
青森県立中央病院
■地域がん診療連携拠点病院
弘前大学医学部附属病院
八戸市立市民病院
■地域がん診療病院
十和田市立中央病院
むつ総合病院

〈県指定〉

■がん診療連携推進病院
青森市民病院
黒石病院
青森労災病院
つがる総合病院
三沢市立三沢病院

令和２年４月現在



がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院

医療機関名	住　所	電話番号
青森県立中央病院	〒030-8553 青森市東造道2丁目1-1	017-726-8111（代表）
弘前大学医学部附属病院	〒036-8563 弘前市大字本町５３	0172-33-5111（代表）
八戸市立市民病院	〒031-8555 八戸市大字田向3丁目1-1	0178-72-5111（代表）
十和田市立中央病院	〒034-0093 十和田市西十二番町14-8	0176-23-5121（代表）
むつ総合病院	〒035-8601 むつ市小川町1丁目2-8	0175-22-2111（代表）

がん診療連携推進病院

医療機関名	住　所	電話番号
青森市民病院	〒030-0821 青森市勝田1丁目14-20	017-734-2171（代表）
黒石市国民健康保険 黒石病院	〒036-0541 黒石市北美町1丁目70	0172-52-2121（代表）
青森労災病院	〒031-8551 八戸市大字白銀町南ヶ丘1	0178-33-1551（代表）
つがる西北五広域連合 つがる総合病院	〒037-0074 五所川原市岩木町12−3	0173-35-3111（代表）
三沢市立三沢病院	〒033-0022 三沢市三沢字堀口164−65	0176-53-2161（代表）



青森県の花
「りんごの花」

がんについて知りたいときは？

インターネットで正しい情報を探す

不安や疑問を解決するためにも、がんに関する情報を集めることが大切です。インターネットを活用すると、たくさんの情報を簡単に入手できます。

ただし、インターネット上の情報には、特定の治療を勧めるなどのかたよったものや不正確なものもあるので、信頼できる情報かどうかを見極めることが必要です。得られた情報がすべて自分にあてはまるとも限らないので、注意しましょう。まずは公的機関の情報を参照するとよいでしょう。

がん全般に関する情報

サイト名	内　容	QRコード
国立がん研究センター がん情報サービス ganjoho.jp	国立がん研究センターが提供するがん情報サービス。部位別のがんの解説や治療法、療養生活に関する情報や、「患者必携」などがんに関する様々な冊子・資料が入手できます。小児がん専門のページもあります。	
公益財団法人 日本対がん協会 Japan Cancer Society	日本対がん協会は、がんに負けない社会をつくるために取り組んでいる公益財団法人です。1958年から民間の立場でがん対策に取り組んでいます。	
青森県 がん情報サービス	県内のがん診療連携拠点病院の情報やがんに関する相談機関、がん患者・家族会、がんサロンの情報について掲載しています。	

図書で正しい情報を探す

●「患者必携がんになったら手にとるガイド　普及新版」

国立がん研究センターがん対策情報センターでは「患者必携がんになったら手に取るガイド普及新版」「患者必携　私の療養手帳」を作成し、ホームページ「がん情報サービス」で公開しています。

●無料で閲覧と印刷することができます。

●一般書店でも購入できます。価格880円（税別）



セカンドオピニオンを活用する

「セカンドオピニオン」とは、現在診療を受けている担当医とは別の医師から「第２の意見」を求めることです。通院先をかえることではありません。まずは、担当医から自分の病状、進行度、なぜその治療法をすすめるのか十分に聞いた上で、セカンドオピニオンを受けることをおすすめします。

セカンドオピニオンを聞くことで、担当医から説明された診断や治療方針を別の角度から検討することができ、より納得して治療に臨むことができます。

セカンドオピニオンを希望される場合は、まず担当医にご相談ください。セカンドオピニオンは患者の権利であり、担当医はその重要性を理解していますので、担当医に対して失礼だと考える必要はありません。

なお、セカンドオピニオンは健康保険が適用されない自由診療で、料金は病院によって異なります。

セカンドオピニオンを聞いた後は、その意見を参考に再度、担当医と治療法について話し合うことが大切です。

セカンドオピニオンの流れ



① まず担当医の診断と治療方針（ファーストオピニオン）を聞きましょう。

↓

② セカンドオピニオンを受けたいという希望を担当医に伝え、紹介状（診療情報提供書）を作成してもらいましょう。

↓

③ 希望先の医療機関のセカンドオピニオンの窓口に申込みましょう。

↓

④ あらかじめまとめておいた、聞きたいことや自分の希望を伝えましょう。（なるべくひとりではなく信頼できる人に同行してもらいましょう。）

↓

⑤ セカンドオピニオンを受けたら、担当医に必ず報告し、今後の方針について相談しましょう。

重要な面談にのぞむときは？



　がんと診断されたとき、担当医へ何を聞いてよいのかわからないと多くの患者さんやご家族が悩みます。
　担当医へ自分の病気についてきちんと聞くための準備を紹介します。

診察する前に準備すること

気になること、わからないことを書き出してみましょう

書き出したものを整理し、優先順位をつけましょう

質問することをメモにまとめましょう
次ページのメモをご活用ください

診　察　の　時



説明がわからない時は、その場で確認しましょう

後で確認できるように
メモをとるのもよいでしょう

わからないことがあれば、看護師・がん相談窓口に聞いてみましょう

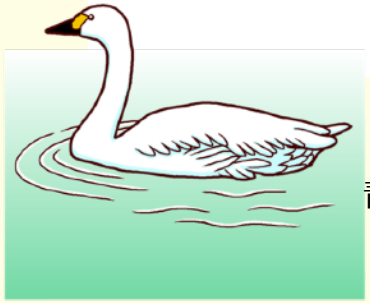
次のような心配事は、看護師または他の医療スタッフにご相談ください。

★薬の心配やわからないことは、薬局の薬剤師にご相談ください。

★病気や生活についての不安や悩みは、各医療機関の医療相談窓口・がん相談支援センターにご相談ください。

★医療費については、各医療機関の医療相談窓口・がん相談支援センターにご相談ください。

メ　モ



青森県の鳥
「はくちょう」

痛みやつらさを和らげたい

緩 和 ケ ア はがんと診断されたその時から始まる

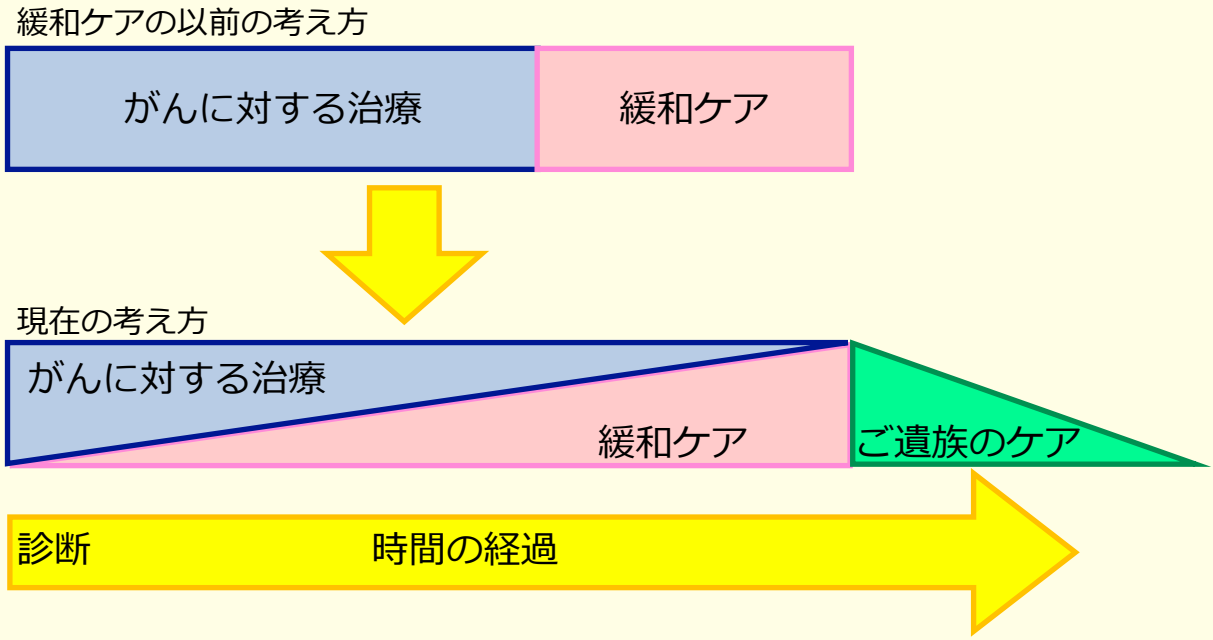
がんと診断されたとき、ひどく落ち込む、不安になった及び眠れなくなることがあるかもしれません。

治療している間に、食欲がなくなった、あるいは痛みが強くなったりすることがあるかもしれません。

がんと診断された時から、がんに伴う体と心のつらさを和らげて生活の質を上げ、その人らしさを大切にして支えるという考え方が緩和ケアです。つらい症状を緩和しながら患者さん本人やご家族がいつでもどこでも「自分らしく」日々の生活を送ることができます。

「痛みやつらさは、仕方がないこと」とあきらめることはありません。痛みや吐き気、食欲不振、だるさ、気分の落ち込み、孤独感を軽くすること、自分らしさを保つことや、生活スタイルの確保など、緩和ケアでは患者さん本人とご家族の生活が保たれるように、幅広い対応をしていきます。

がん診療連携拠点病院とがん診療連携推進病院では、緩和ケアチームが緩和ケアを提供しています。これらの病院以外にも緩和ケアに対応している病院がありますので、お近くのがん相談支援センターへお問い合わせください。



緩和ケアについては、いつでも担当医、看護師またはがん相談支援センターへお気軽にご相談ください。

痛みやつらさの伝え方

痛みやつらさは、感じている患者さんご自身にしかわかりません。感じているものをご自身の言葉で伝えることから始まります。**「歩くのが大変」「痛みで眠れない」など、日常生活で困っていることを伝えることが大切です。**

医療者が患者さんの抱えている痛みやつらさを統一して評価できるように、数字で表すツールがあります。

痛みの評価



ＮＲＳ（Numerical Rating Scale）

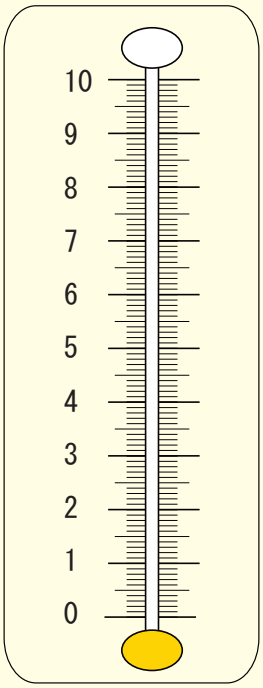
「全然痛くない時を数字の０、想像できる最高の痛みを数字の10とすると
今感じていらっしゃる痛みを数字で表すと0から10の間でどのくらいですか？」

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

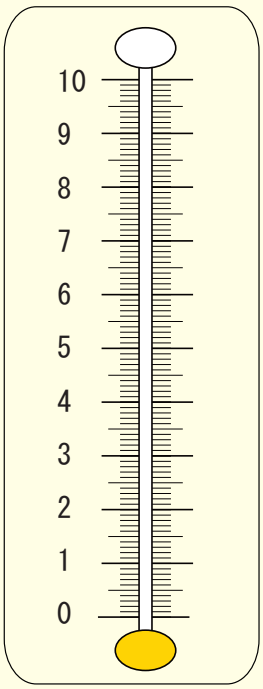


つらさと支障の寒暖計

① この１週間のきもちのつらさを平均して、数字に○をつけて下さい。



② その気持のつらさのためにどの程度、日常生活に支障がありましたか？



お金のことが心配

◆高額療養費制度

医療機関や薬局の窓口で払った医療費が、ひと月（月の初めから終わりまで）で自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。払い戻しまでに３ヶ月程度かかります。

※支給申請方法については、加入している医療保険または各医療機関の相談窓口へお問い合わせください。
※入院時の食事負担や差額ベッド代は含みません。

◆限度額適用認定証または、限度額適用認定・標準負担額減額認定証

入院など医療費が高額になることが予想される場合、事前に加入している医療保険に申請をして限度額適用認定証を医療機関に提出すると、支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。

※７０歳以上の方は住民税非課税の方が対象です。
※申請方法については、加入している医療保険または各医療機関の相談窓口にお問い合わせください。

◆世帯合算

７０歳未満

ひとつの医療機関で上限額を超えない、かつ他の医療機関も受診している場合、医療機関ごとに自己負担が２１，０００円を超えているときは医療費を合算することが出来ます。合算して上限額を超えた場合は、高額療養費の支給対象になります。また、同じ医療保険に加入している被保険者と被扶養者であれば、それぞれの医療費が２１，０００円を超えているときは、お互いの医療費を合算することが出来ます。

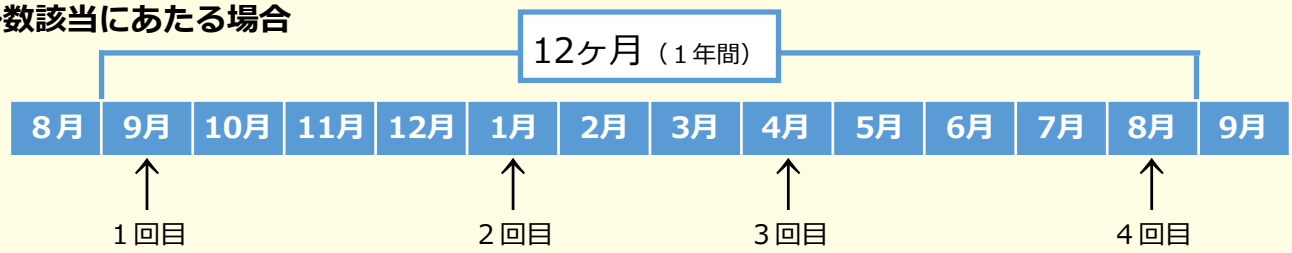
７０歳以上

ひとつの医療機関で上限額を超えないときでも、受診をした全ての医療機関で払った自己負担額を合算し、上限額を超えれば高額療養費の支給対象になります。

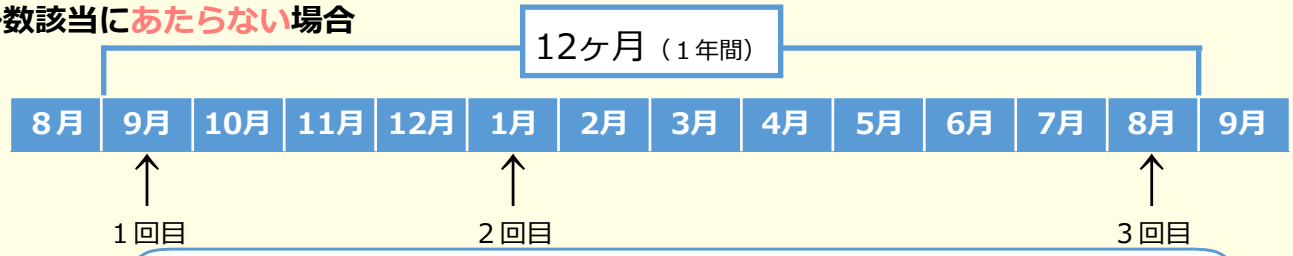
◆多数該当

自己負担額が過去１年間に３ヶ月（３回）以上、高額療養費に該当していた場合、４ヶ月（４回）目からは自己負担額が少なくなります。

多数該当にあたる場合



多数該当にあたらない場合



医療費に関する支給申請方法については、加入している医療保険または各医療機関の相談窓口にお問い合わせください。

自己負担限度額一覧表

70歳以上の方

平成30年8月現在

適用区分		外来（個人ごと）	ひと月の上限額（世帯ごと）	多数該当
現役並み	Ⅲ　年収約1,160万円～ 標報８３万円以上/課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費−842,000）×１％		140,100円
	Ⅱ　年収約770万円～1,160万円 標報53万円以上/課税所得380万円以上	167,400円＋（医療費−558,000）×１％		93,000円
	Ⅰ　年収約370万円～約770万円 標報28万円以上/課税所得145万円以上	80,100円＋（医療費−267,000）×１％		44,400円
一般	年収約156万円～約370万円 標報26万円以下/課税所得145万円以上	18,000円 年間上限 144,000円	57,600円	44,400円
非住民税課税等	Ⅱ　住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	なし
	Ⅰ　住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）		15,000円	なし

70歳未満の方

適用区分		ひと月の上限額（世帯ごと）	多数該当
ア	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円＋（医療費−842,000）×１％	140,100円
イ	年収約770万円～約1,160万円 健保：標報53万円～83万円未満 国保：旧ただし書き所得600万円～901万円	167,400円＋（医療費−558,000）×１％	93,000円
ウ	年収約370万円～約770万円 健保：標報28万円～53万円未満 国保：旧ただし書き所得210万円～600万円	80,100円＋（医療費−267,000）×１％	44,400円
エ	～年収約370万円 健保：標報28万円未満 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税者	35,400円	24,600円

生活費など経済的なことが心配

傷病手当金、障害年金、生活福祉資金貸付制度、生活保護、医療費控除等、さまざまな制度があります。どのような制度があり、利用できる制度が何か等、各医療機関やがん相談支援センターの医療ソーシャルワーカーにご相談ください。

◆傷病手当金（国民健康保険にはこの制度はありません）

被保険者が病気やケガで会社を休むため、給与を受け取れない場合に支給されます。
支給期間は最長１年６カ月です。

＜支給される条件＞

（１）業務外の病気やケガのために仕事を休んでいること
（２）仕事に就くことが出来ないこと
（３）３日間連続して仕事を休んでいること
（４）仕事を休んでいる間、給与の支払いがないこと。ただし給与の支払いがあっても傷病手当金より少ない場合は、差額が支給されます

＜問合せ先＞

勤務先または加入している医療保険
（全国健康保険協会各支部、健康保険組合、共済組合など）

◆障害年金

病気やケガによって障害を有した６５歳未満の方が、仕事や日常生活に支障をきたす場合に受け取れる年金です。

＜支給される条件＞

（１）初診日に国民年金や厚生年金に加入していること
（２）初診日の前々日までに一定期間の保険料の滞納がないこと
（３）障害認定日（初診日から１年６ヶ月経過した日または、障害が重くなった場合）
一部例外もあるので、下記問合せ先に相談をしてください。

＜問合せ先＞

市町村の年金課、年金事務所、共済組合

初診日から１年６ヶ月を経過しなくても障害認定日になる例

・心臓ペースメーカー、人工弁を装着した日
・人工骨頭挿入置換の手術をした日
・人工肛門を造設し、6ヶ月を経過した日
・人工膀胱を造設、尿路変更術をした場合は造設日または手術日
・人工透析は透析開始してから３ヶ月を経過した日
・失明日
・肢体を切断した日
・喉頭全摘出をした日
・在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日

◆生活福祉資金貸付制度

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯で金融機関からの借入が困難な世帯に対する貸付制度です。生活困窮者自立支援制度の利用が貸付の要件になる場合もあります。貸付の種類は、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の４種類です。

<問合せ先>

お住まいの市町村の社会福祉協議会、民生委員

◆生活保護

病気やケガ、その他さまざまな理由で経済的に困窮している場合に、国の定める最低限の生活を保障する制度です。保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の８種類です。

<問合せ先>

お住まいの市町村の福祉課又は福祉事務所、民生委員

◆医療費控除

１年間（１月１日～１２月３１日）に支払った医療費に対して所得税・住民税の一部が戻る制度です。生命保険や高額療養費等で補てんされる金額を除いた自己負担額が一定以上の金額を超えた場合、医療費の控除を受けることができます。

<問合せ先>

お住まいの市町村の税務課や税務署

◆がん制度ドック　http://www.ganseido.com/

患者・家族、医療従事者が無料で使える
がん制度ドック®

がんと診断された方のための公的・民間医療保険制度検索ウェブサービスです。



青森県の木
「ひば」

厳しい風雪にも耐え、たくましい生命力を持つ「青森ヒバ」は、「ヒノキアスナロ」とも呼ばれる、青森県を代表する針葉樹です。県名の”青森"という名は、ヒバの「青々とした森がつらなっているところ」からとったものとされています。

暮らしの場所を考える

もし病気が進行して、具合がわるくなったり、からだが思うように動けなくなったときに、どこでどのように過ごしたいと考えますか？このことは、健康な時から家族と話し合ったり、がんと診断された時からさまざまな場面で、担当医や看護師らと相談しておくのが良いとされています。暮らしの場所として以下のようなところがあります。

場所	自　宅	介護福祉施設	医療機関
特徴	◆住み慣れた場所で、自由に自分らしい生活ができる。 ◆家族や友人、ペットとともに過ごすことができる。 ◆医療者による早急な対応は難しい。 ◆家族の介護負担がある。	◆家族の介護負担が少ない。 ◆すぐに入所できない場合がある。 ◆経済的負担が大きい場合がある。 	◆容態が急変しても、医療者がすぐに対応してくれる。 ◆病院のスケジュールで管理され、自由に生活できない。 ◆ほかの入院患者がいるため、家族や友人との交流がしづらい。 ◆急性期病院では、長期の入院は難しい。

自宅で過ごす場合は、家族だけで頑張らなくても、訪問診療・看護や介護保険制度など、自宅での暮らしを支える仕組みがあります。

自宅での暮らしを支える人たち

在宅療養中の患者さんと家族を支える在宅支援チームは多様なメンバーで構成されています。
各職種がそれぞれの専門性を発揮すると同時に連携し、その人らしい穏やかで自然な最期を迎えられるようサポートします。

＊以下「ご家族のためのがん患者さんとご家族をつなぐ在宅療養ガイド」より抜粋

◆在宅医(在宅療養支援診療所などの診療所)

定期的に訪問し、急変などの緊急時には電話や往診で対応します。また、がんの専門的な治療を行った病院の担当医と連携し、必要に応じて再入院などの手配を行います。

◆がんの治療を行った病院の担当医

治療や身体の状態のことで異変があったときなどに、在宅医と連携して対応します。

◆歯科医・歯科衛生士

歯や口のケア、合わなくなった義歯の調整、虫歯の治療などの相談に対応します。

◆訪問看護師(訪問看護ステーション)

在宅支援スタッフの要として、在宅医やケアマネジャーやホームヘルパーなどと 連携して、病状の確認、医療処置や医療相談、療養の世話などを行います。緊急時の対応とともに、患者さんと家族の心身のケアにあたり、介護指導も行うこと で家族ケアの中心の役割を担っています。

◆保険薬局の薬剤師

薬の説明をしたり、使用法や副作用に関する相談に対応したりします。最近は自宅まで薬を届け、服薬指導をするとともに、患者さんの服薬状況をチェックし、場合によっては在宅医に処方変更の提案なども行います。

◆管理栄養士

食生活や栄養に関するさまざまな相談に対応します。日本栄養士会による在宅訪問管理栄養士の認定制度が始まっています。

◆理学療法士・作業療法士

日常生活を送るうえでの基本的な動作の回復や、機能低下の予防を図ります。また、痛みを和らげる体位の保ち方や、介護する側・される側にとって負担の少ない体位交換や移動の方法を指導します。

◆ケアマネジャー

介護保険を利用する場合に、在宅療養でどのような支援を受けられるか、患者さんや家族と一緒にサービス計画書(ケアプラン)を作成します。介護支援専門員とも呼ばれています。

◆ホームヘルパー

患者さんの自宅を訪問し、日常生活の介護や買い物、掃除などの援助を行います。訪問介護員が正式名称です。

◆福祉用具専門相談員

患者さんの体の状況や家庭の環境に合った福祉用具を、患者さんや家族が選ぶのを援助し、福祉用具についてのさまざまな相談に対応します。



がん患者さんが安心してわが家で過ごすために
ご家族のための がん患者さんとご家族をつなぐ在宅療養ガイド

この本は、ご家族やご友人など、周りの方向けに作成したものです。がんを患った方が、その人らしい生活を維持しながら、自宅や施設などの身近な場所で過ごすときに役立つ情報がまとめられています。

「地域におけるがん患者の緩和ケアと療養支援情報プロジェクト」チーム

ご家族のためのがん患者さんとご家族をつなぐ在宅療養ガイド

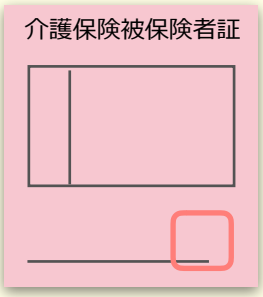
●一般書店でも購入できます。価格1,000円（税別）

在宅療養におけるポイント

- **なんでも一人で抱え込む必要はない。**
- **家族内で窓口（キーパーソン：本人の希望になるべく沿えるように、家族や関係者の意見をとりまとめて、医療者と主にやりとりする人のこと）を決める。**
- **親族間で情報や方針を共有し、在宅での緩和ケアや看取りについてすれ違いがないようにする。**
- **支援者となってくれる友人・知人を見つけておく。**

自宅での暮らしを支える制度

介護保険の対象者になると、介護保険サービスを総費用の1～3割負担で利用することができます。介護保険の対象になるのは、65歳以上の人と、40歳以上で「特定疾病」（がんに関しては、医師が必要と診断した場合）に該当する方です。



＜要介護認定の手続きの流れ＞

市町村の窓口、地域包括支援センターへ申請

主　治　医　意　見　書
市町村の依頼で主治医が意見書を作成します。

訪　問　調　査
市町村の職員が自宅を訪問して審査します。

審　査　判　定
一次判定：訪問調査の結果と、主治医の意見書をもとにコンピューターで全国一律の判定が行われます。
二次判定：一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

認定結果通知：原則申請から30日以内に通知されます。

要　介　護：1～5　　**要　支　援：1・2**　　**非　該　当**

＜介護保険で受けられるサービスの例＞

自宅で利用するサービス：訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護（デイサービス）通所リハビリ（デイケア）
短所入所生活介護・療養介護（ショートステイ）
福祉用具（車いす、介護用ベッドなど）レンタル、ポータブルトイレなどの購入、住宅改修など

施設入所サービス：介護保険の指定を受けた施設に入所し、施設内で入浴や食事排泄等の介護や機能訓練などを受けることができます。

※介護保険以外にも自宅での暮らしをサポートする制度等があります。

治療しながら働けるの？

がん医療の進歩により、治療をしながら仕事を続けることが、特別なことではなくなっています。

平成28年度に厚生労働省は、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を定めるなど、国をあげて治療と仕事を両立するための仕組みづくりを進めています。

がんの治療をしながら「働くこと（治療と仕事の両立）」もできます。

たとえ退職したとしても就職を目指すことができます。

Information

- 年間約85万人が新たにがんと診断され、うち**約3割**が就労世代（20～64歳）
- 仕事を持ちながら、がんで通院している人は**約32.5万人**

＜出典＞厚生労働省：事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン参考資料p22～23，平成28年2月発行



就労に関する相談窓口

- がん相談支援センター
- ハローワークによるがん診療連携拠点病院への出張相談

キャリア・コンサルティングの資格や人事労務管理の経験等がある、専門の就職支援担当者「就職支援ナビゲーター」が、病院に出張して、マンツーマンであなたの就職を支援します。

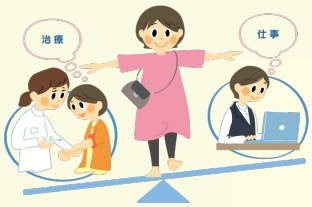
令和2年4月現在

医療機関名	連携ハローワーク	開催日時	相談対象	予約・問い合わせ先
青森県立中央病院	ハローワーク青森	毎週水曜日 （祝日を除く） １３：３０～１５：３０ 予約制	院内・院外 問わず	017-726-8435
八戸市立市民病院	ハローワーク八戸	毎週水曜日 （祝日を除く） １３：３０～１５：３０ 予約制	院内・院外 問わず	0178-72-5148
弘前大学医学部 附属病院	ハローワーク弘前	毎週水曜日 （祝日を除く） １３：３０～１５：３０ 予約制	院内・院外 問わず	0172-39-5174

お住まいの地域のハローワーク（公共職業安定所）

令和２年4月現在

安定所名	管轄地域	所在地	電話番号
青森	青森市（浪岡を除く）東津軽郡	青森市中央2-10-10	017-776-1561
八戸	八戸市、三戸郡	八戸市沼館4-7-120	0178-22-8609
弘前	弘前市、平川市、南津軽郡のうち大鰐町、藤崎町、中津軽郡、北津軽郡のうち板柳町	弘前市大字南富田町5-1	0172-38-8609
むつ	むつ市、下北郡	むつ市若松町10-3	0175-22-1331
野辺地	上北郡のうち七戸町、東北町、野辺地町、横浜町、六ヶ所村	上北郡野辺地町字昼場12-1	0175-64-8609
五所川原	五所川原市、つがる市、西津軽郡北津軽郡のうち鶴田町、中泊町	五所川原市敷島町37-6	0173-34-3171
三沢	三沢市、上北郡のうち、おいらせ町六戸町	三沢市桜町3-1-22	0176-53-4178
十和田出張所	十和田市	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎	0176-23-5361
黒石	黒石市、平川市、南津軽郡のうち、田舎館村、青森市のうち、浪岡	黒石市緑町2-214	0172-53-8609



治療と仕事の両立支援

（がんも含めた様々な疾病や障害に関して対応）

医療ソーシャルワーカー(両立支援コーディネーター）が患者(勤労者）だけではなく、事業者、人事労務担当者、事業場の産業医、保健師、産業保健スタッフなどからのご相談に応じ、支援をおこなっていきます。

医療機関名	受付、問い合わせ先
青森労災病院	治療就労両立支援部 ☎0178-33-1551（内線：2293） 受付時間　8：15～17：00（土日・祝日を除く）
青森県立中央病院 （青森県産業保健総合支援センターによる出張相談）	がん相談支援センター ☎017-726-8435 要予約　13：30～15：30毎週水曜日（土日・祝日を除く）

就労に関する情報（インターネット）

がんと仕事のQ＆A（国立がん研究センター　がん対策情報センター）

http://ganjoho.jp/public/support/work/qa/index.html



「診断から復職まで」、「復職後の働き方」、「新しい職場への応募」「お金と健康保険」などについてQ＆A形式でこまかく紹介されています。「正社員向け」、「非正規雇用者向け」、「自営業者向け」など就業形式別になっています。

治療と仕事が気になるかた（労働者、雇用者問わず）必見！！

＜Q&Aの一例＞

Q1　治療に専念するために休職したいと思います。がんには、育児休暇のような休職制度はあるのでしょうか？

A1　残念ながら現状では、がんに特化して法律で義務付けられた休職制度はありません。就業規則を確認してみましょう。会社によっては独自の休職制度を定めているところもあります。お勤めの会社に規則がない場合は、個別に事業主との相談が必要になります。

Q2　職場で病名を公表していません。体調が悪くても周囲に相談しづらいのですが、正直に話したほうがいいのでしょうか？

A2　長期的には、職場関係者に病気の状況を正確に伝え、適切な配慮を得ることが望ましいと思われます。しかし現実には、病気を公表することで生じる不利益を心配して、職場の誰にも知らせていない方も少なくありません。しかし、一人でも職場の中に理解者がいると、気持ちがとても楽になります。信頼できる同僚や上司はいないでしょうか？病名を公表しないメリットとデメリットを、もう一度考えてみてください。

交流の場

がんを治療し、療養生活を送る人を支える人や仕組みがたくさんあります。看護師やソーシャルワーカー、患者会などには、治療前から少しずつ相談に乗ってもらうとよいでしょう。

同じ病気や症状、障がいなど、何らかの共通する患者体験を持つ人や家族が集まり、お互いの悩みや不安を共有、情報交換することで、気持ちが軽くなる、および療養生活を今より快適に過ごせる知恵を得られることがあります。こうした支え合いの場として、県内各地域で行われているがん患者・家族サロン、がん患者・家族会について紹介いたします。

ひとりで抱え込まないで、自分が話しやすいと感じる人への相談から始めましょう。

あなたはひとりではないということに気づくことが、生きる力につながります。

がん患者・家族サロン

がんサロンとは、患者さんやご家族など、同じ立場または、同じ経験をした人が、がんのことなど気軽に語り合える場です。ここでは、がんサロンを行っている医療機関について掲載しています。掲載されている病院以外にも対応している病院がありますので気軽にお問い合わせください。

青森県でがんサロンを行っている医療機関一覧（青森県がん情報サービスより）令和２年４月現在

施設名 住　所	開 催 日	対 象 者	お問合せ先 電話番号
青森県立中央病院 がんサロン陽だまり 青森市東造道2−1−1	毎月第4土曜日 （12月を除く）	がんを体験された方 （他院で治療された方でも可）	がん相談支援センター 017-726-8435
弘前大学医学部附属病院 がん患者・家族サロン 弘前市本町53番地	詳しい日程等に関しては がんサロンだより、 またはホームページを ご確認ください	患者さん,ご家族,地域の皆様 （他院で治療された方でも可）	がん相談支援センター 0172-39-5174
八戸市立市民病院 なないろの会 タオル帽子の会 八戸市田向3-1-1	詳しい日程等に関しては ホームページ,また電話にて ご確認ください	患者さん,ご家族,地域の皆様 （他院で治療された方でも可）	がん相談支援センター 0178-72-5148
十和田市立中央病院 がんサロン 十和田市西十二番町14−8	毎月第1水曜日 14:00～16：00	がんを体験された方,ご家族. その他がんに関わりのある方 どなたでも参加可能	がん相談支援センター 0176-23-5121
三沢市立三沢病院 がんサロン 三沢市三沢字堀口164−65	5.8.11.2月開催	がんを体験された方,ご家族. その他がんに関わりのある方 どなたでも参加可能	がん相談支援センター 0176-51-1375
青森市民病院 がんサロン 青森市勝田1−14−20	1.3.5.7.9.11月開催	がんを体験された方 ご家族	がん相談支援センター 017-734-2171（代）
むつ総合病院 がんサロン むつ市小川町2−2−8	毎月第4金曜日 13:30～16:00	当院で入院・通院している がん患者さんとご家族	がん相談支援センター 0175-22-2111（代）
国立病院機構弘前病院 がんサロン 弘前市富野町1番地	毎月第4金曜日 14:00～16:00	がんを体験された方 ご家族	弘前病院がん相談支援室 0172-32-4311

がん患者・家族会

同じ経験を持つ患者さんの話を聞くことで、気持ちが軽くなった、あるいは、療養生活を快適に送れるアイディア等を得られることがあります。患者会は当事者の視点で話を聞いてもらえる患者同士の支え合いの場であり、自分の体験が他の患者さんを支援する力になることもあります。

学習会や交流会など様々な活動を行っています。参加方法などは、各団体へお問い合わせください。

青森県のがん患者団体一覧

団　体　名	主な患者対象疾患	事務局所在地：連絡先	入会対象者
青森県よろこびの会	部位は問わない	青森市:017-741-2336 青森県総合健診センター内（事務局）	本人
くつろぎサロン	部位は問わない	十和田市：0176-23-5121 （十和田市立中央病院）	本人・家族・友人
ほほえみネットワーク	乳がん	弘前市:0172-26-1002(FAX)	本人・家族・賛同者
青森喉友会	咽頭がん	八戸市:0178-44-2181	本人・家族
日本オストミー協会 青森県支部	大腸がん、膀胱がん	青森市:017-754-3634	本人・家族
血液疾患と歩む 患者・家族の会 まろまろ	血液のがん	青森市:017-726-8141 （青森県立中央病院）	本人・家族
スマイルあっぷるの会	乳がん	青森市:090-5188-8358	本人・家族・賛同者
オレンジサロン	部位は問わない	青森市:017-762-5500 （あおもり協立病院）	本人・家族
がん患者会「ならは」	部位は問わない	むつ市：E-mail naraha2013@gmail.com	本人・家族・賛同者
乳がんピアサポート BECあおもり	入会者は募っていない	乳がんについて、当団体が企画・開催する学習会等への参加を募集。	
青森癌患者傾聴の会 「光輝くサロン」	部位は問わない	青森市:080-3339-7946	本人・家族
八戸緩和ケアを考える会	―	八戸市:0178-33-1682	会の目的に賛同する人団体等
絵美の会	部位は問わない	弘前市:080-3146-4230	本人・家族
ろくつがるの会	部位は問わない	五所川原市:0173-35-7264	本人・家族
茶話会 face	主に乳がん	青森市:017-739-1331	本人
がんピアサポート　ルナ	部位は問わない	弘前市:E-mail peerroomluna@gmail.com	本人・家族
The Bright Future	若年性がん 部位は問わない	39歳までにがんに罹患された方で、かつ北日本（北海道、東北）地方にお住まいの方（または北日本地方での交流会に参加できる方） north.juvenile.cancer.survivor@gmail.com	
弘前がん哲学外来メディカルカフェ「ひととき」	部位は問わない	弘前市:0172-32-3971	本人、家族、友人 遺族、他

*青森県がん情報サービスを参照

「がんになったら手に取るガイド」より

腫瘍マーカー

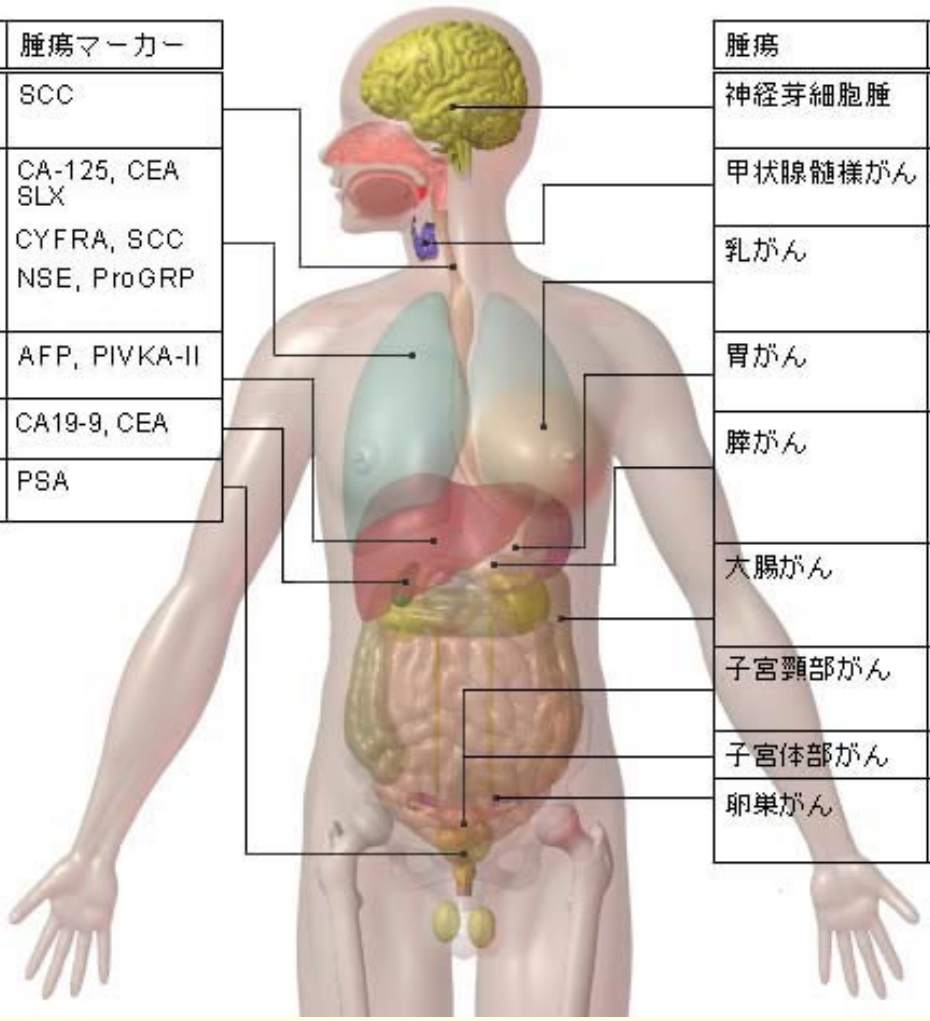
1．腫瘍マーカーとは

がんには多くの種類がありますが、中には腫瘍マーカーと呼ばれる、そのがんに特徴的な物質を産生するものがあります。そのような物質のうち、体液中（主として血液中）で測定可能なものが、いわゆる「腫瘍マーカー」として臨床検査の場で使われています。

2．腫瘍マーカーの種類

現在、数多くの腫瘍マーカーが臨床の場で使われています。また、日々新しい腫瘍マーカーが開発され、臨床応用を待っています。さらに、すでに確立された腫瘍マーカーでも最新の研究の結果、別のがんに対してもマーカーとなりうることが明らかになる場合があります。この

腫瘍	腫瘍マーカー
食道がん	SCC
肺がん	CA-125, CEA SLX
扁平上皮がん	CYFRA, SCC
小細胞がん	NSE, ProGRP
肝細胞がん	AFP, PIVKA-II
胆道がん	CA19-9, CEA
前立腺がん	PSA



腫瘍	腫瘍マーカー
神経芽細胞腫	NSE
甲状腺髄様がん	NSE
乳がん	CA-125, CA15-3 CEA NCC-ST-439
胃がん	CEA, STN
膵がん	CA-125, CA19-9 CEA, Elastase I NCC-ST-439 SLX, STN
大腸がん	CEA NCC-ST-439 STN
子宮頸部がん	βHCG, SCC STN
子宮体部がん	βHCG, SCC
卵巣がん	βHCG, CA125 STN, SLX

国立がん研究センターがん情報サービスより

３．腫瘍マーカーの役割について

腫瘍マーカーは、進行したがんの動態を把握するのに使われているのが現状で、早期診断に使えるという意味で確立されたものは、残念ながらまだありません。がんの動態を把握するとは、治療効果を判定するという意味です。例えば、進行したがんに対して化学療法や放射線療法が行われている場合、その治療がどれくらい効果があるかを判断することに使われます。また、腫瘍マーカー値が高いがんに対して手術によるがんの切除が行われると、多くの場合、腫瘍マーカー値は手術後低下、もしくは改善します。しかし、がんの再発に伴い、腫瘍マーカー値は再度上昇してくるので、術後の経過観察目的で使われることもあります。

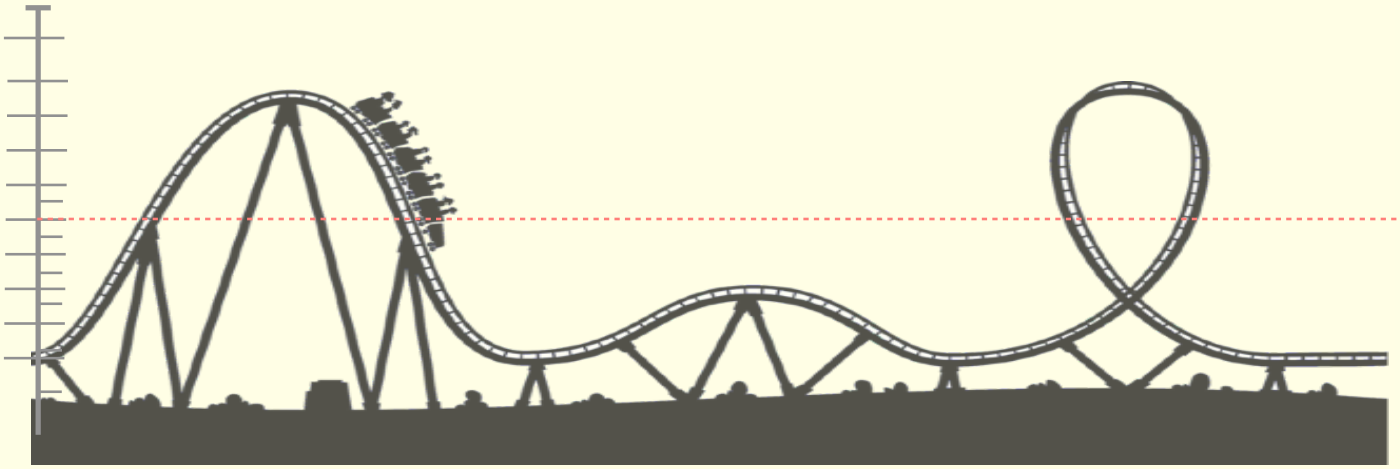
４．腫瘍マーカー値の解釈について

腫瘍マーカーのカットオフ値（しきい値）は、多くの人（正常人および対象となるがんの患者さん）の測定値をもとに決められています。ところが、中には多くの人の動きとは異なる動きをする人もいます。すなわち、がんが存在しないにもかかわらず腫瘍マーカー値が上昇している場合や、がんが存在するにもかかわらず腫瘍マーカー値が上昇しない場合です。また、腫瘍マーカー値自体の動きも、正確にがんの動きを反映しているわけではありません。例えば、値が５上昇したからといって、５だけがんが進行したわけではありません。

５．まとめ

腫瘍マーカー検査を依頼する医師は、漠然と検査を依頼しているのではなく、その患者さんの個々の状態に基づいて検査を依頼しています。腫瘍マーカー検査のどこに注目しているかは、患者さんごとに異なると考えたほうがよいといえます。腫瘍マーカー検査は、他の検査と同じく、診断を最終目的とした多くの検査の１つとして行うもので、診断そのものは血液検査、画像を用いた検査、身体所見等を総合的に勘案して医師が行うものです。したがって、決して腫瘍マーカー値の上下のみでがんの存在、病態の悪化および回復を判断できるものではないことを理解してください。極端にいえば、医師がそこから情報を得られるならば、体重や顔色さえも広い意味ではがんのマーカーであるともいえるのです。

腫瘍マーカーについて疑問があるときは、その検査が患者さんにとってどのような意味があるかについて、検査をした医師との十分な話し合いが必要です。



平成二十八年十二月十六日
青森県条例第六十九号

青森県がん対策推進条例

目次

前文
第一章　総則(第一条―第七条)
第二章　受動喫煙の防止(第八条―第十条)
第三章　がん対策に関する基本的施策(第十一条―第十四条)
第四章　基本的施策に係る報告及びがん対策の推進に係る議会の役割(第十五条・第十六条)
第五章　推進体制の整備等(第十七条―第十九条)

附則

がんは、高齢者のみならず、子ども、女性、働き盛りの誰もが罹患する可能性がある病気であり、県民の健康寿命の延伸のためには、がんによる死亡率の減少が最重要課題となっており、生活習慣の改善等によるがんの予防、がんの早期発見・早期治療のための取組のほか、がん診療体制の充実強化に取り組んできたところである。

しかし、依然として、がんは県民の健康に対する脅威となっており、県民、市町村、国民健康保険組合等医療保険者、医師等医療関係者、事業者との連携の下、総合的かつ計画的ながん対策を強力に進め、がん対策を加速化する必要がある。

ここに、がんの克服を県政の重要課題と位置付け、県を挙げてがん対策を推進するため、この条例を制定する。

第一章　総則

(目的)

第一条　この条例は、がん対策の推進について、基本理念を定め、並びに県、医療保険者、県民、医師等及び事業者の責務を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条　がん対策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一　がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を促進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。

二　がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくがん医療(がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)第二条第二号に規定するがん医療をいう。以下同じ。)を受けることができるようにすること。

三　がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分に尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

(県の責務)

第三条　県は、前条に定めるがん対策の推進についての基本理念にのっとり、がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(医療保険者の責務)

第四条　医療保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険者をいう。)は、県が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条　県民は、喫煙、受動喫煙(健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。以下同じ。)、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第六条　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者は、県が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、がん医療を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条　事業者は、県が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、労働者に対するがん検診の受診の勧奨その他の労働者の健康の保持増進の措置を講ずるよう努めなければならない。

2　事業者は、労働者又はその家族ががんに罹患した場合には、がんに罹患した労働者が治療を受け、若しくは療養し、又は労働者ががんに罹患した家族を看護し、若しくは介護することができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

第二章　受動喫煙の防止

(喫煙をする際の配慮義務等)

第八条　県民は、喫煙(健康増進法第二十五条の四第二号に規定する喫煙をいう。)をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に特に配慮しなければならない。

2　保護者は、その監督保護に係る二十歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう特に配慮しなければならない。

(多数の者が利用する施設における受動喫煙防止のための配慮)

第九条　健康増進法第二十五条の五に規定する学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設(敷地を含む。以下同じ。)を管理する者(以下「多数の者が利用する施設の管理者」という。)は、当該施設を利用する者の受動喫煙を防止するため、当該施設の構造、利用者の状況等に応じて、禁煙、喫煙所の設置その他の受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮しなければならない。

2　多数の者が利用する施設の管理者は、喫煙所を設置しようとするときは、受動喫煙を生じさせることがない場所に設置するよう特に配慮しなければならない。

(事業場における受動喫煙防止のための配慮)

第十条　事業者は、室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じて、禁煙、喫煙所の設置その他の受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮しなければならない。

第三章　がん対策に関する基本的施策

(がんの予防及び早期発見の推進)

第十一条　県は、次に掲げるがんの予防及び早期発見の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

一　喫煙、受動喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響についての県民の関心と理解を深めるための学習の機会の提供、広報活動の充実その他のがんの予防の推進のために必要な施策

二　がん検診の方法等の検討、がん検診の評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上を図るために必要な施策

三　がん検診に関する広報活動の充実その他のがん検診の受診率向上を図るために必要な施策

四　事業者が行う労働者に対するがん検診の受診の勧奨、医師、看護師又は保健師による保健指導その他の労働者の健康の保持増進の措置を講ずるために必要な情報の提供、助言その他の支援に係る施策

五　学校その他の教育機関において、児童及び生徒ががんに関する正しい知識並びに生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響について理解と関心を深めるために必要な施策

(がん医療の均てん化の促進等)

第十二条　県は、次に掲げるがん医療の均てん化の促進等のために必要な施策を講ずるものとする。

一　手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策

二　専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策

三　国立研究開発法人国立がん研究センター、前号に規定する専門的ながん医療の提供等を行う医療機関その他の医療機関等の間の連携協力体制を整備するために必要な施策

四　がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策

五　がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策並びにがん患者及びその家族に対する相談支援等を支援するために必要な施策

六　がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策

(研究の推進等)

第十三条　県は、次に掲げるがん研究の推進等のために必要な施策を講ずるものとする。

一　がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるために必要な施策

二　がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策

(受動喫煙防止対策の支援)

第十四条　県は、次に掲げる受動喫煙を防止するために必要な施策を講ずるものとする。

一　多数の者が利用する施設の管理者が当該施設を利用する者の受動喫煙を防止するための措置を講ずるために必要な情報の提供、助言その他の支援に係る施策

二　事業者が室内又はこれに準ずる環境における労働者の受動喫煙を防止するための措置を講ずるために必要な情報の提供、助言その他の支援に係る施策

第四章　基本的施策に係る報告及びがん対策の推進に係る議会の役割

(基本的施策に係る報告)

第十五条　知事は、毎年度、議会に、第十一条から前条までに掲げる施策のうち主なものに関する報告を提出しなければならない。

2　前項の規定による報告の提出は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第五項の規定による主要な施策の成果を説明する書類の提出をもってこれに代えることができる。

(政策立案及び政策提言)

第十六条　議会は、次に掲げる場合は、がん対策について、議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事に対する政策提言を行うものとする。

一　前条第一項の規定による報告の提出(同条第二項の規定による書類の提出を含む。)があった場合において、必要がある認めるとき。

二　前号に掲げる場合のほか、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため必要があると認めるとき。

第五章　推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第十七条　県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して、がん対策を推進するための体制を整備するものとする。

(市町村への支援)

第十八条　県は、市町村ががん対策の推進に係る施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十九条　県は、がん対策の推進に係る施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

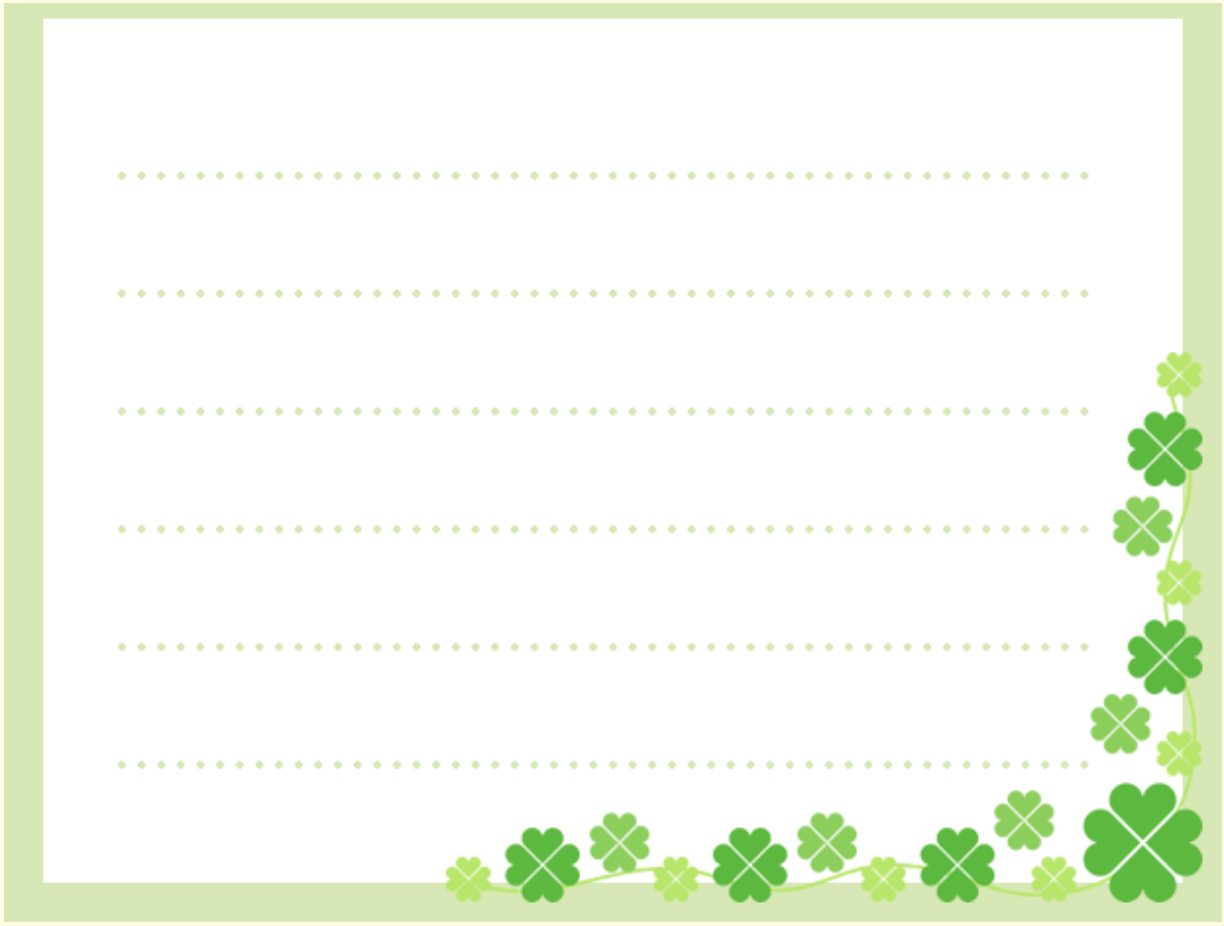
附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成三一年条例第五八号)

この条例は、公布の日から施行する。

今までご自身が大切にしていたこと



これからご自身が大切にしていきたいこと



お問い合わせは
あなたの近くのがん相談支援センターへ

あなたの近くの がん相談支援センター

＊表紙周りについて

タイトル　「御鷹揚ゲノ妃々達」

作　　者　　棟方志功

　モニュメンタルな画を象徴的する雌雄番の鷹を中央に、左右には躍動する女性像を二人ずつ配しております。

　白い顔と手足で黒い身体の四人の妃たちは、右から順に春夏秋冬と弘前の四季を表しており、それぞれの周囲には四季の植物が見えます。

棟方志功　むなかた　しこう　[1903–1975]

1903(明治36)年、青森県青森市に鍛冶屋の三男として生まれる。幼い頃より絵を描くことを好み、ほぼ独学で油彩画を手がけるようになる。18歳の時、文芸誌『白樺』に掲載されたゴッホの《向日葵》を見、その荒々しくも情熱的な表現に感銘を受け、油彩画家を志すようになる。友人の松木満史、鷹山宇一、古藤正雄とともに美術サークル「青光画社」を結成、展覧会などを開催しながら絵画について研究を重ね、1924年上京して帝展入選を目指すが、何度かの落選を重ねる。一方、この頃に国画創作協会第5回展に出品された川上澄生の《初夏の風》を見て感銘を受け、木版画を制作するようになり、1928年には日本版画協会展において初入選を果たす。また同年、油彩画《雑園》で帝展初入選も果たす。

《星座の花嫁》に代表されるこの時期の棟方の版画は、川上澄生の影響を強く感じさせるものであったが、その後、数年のうちに《萬朶譜》、《大和し美し》といった代表作を制作、黒と白を基調とした独自の表現スタイルを見出すに至る。特に《大和し美し》が第11回国画会展に出品された際、陶芸家濱田庄司の目にとまったことをきっかけに柳宗悦の知遇を得るところとなり、その後、民芸の作家達との交流の中で仏教や古典文学等の知識を深めながら、より強固な独自の表現を切り開いていった。1938年には謡曲「善知鳥」に題材をとった《勝鬘譜善知鳥版画曼荼羅》で第2回新文展の特選を得たが、これは官展において版画が受賞を果たした初の快挙となった。翌年には代表作《二菩薩釈迦十大弟子》を発表、また、1942年より著書の中で自らの木版画を「板画」と呼び、他の創作版画との差別化を図るようになる。

第二次大戦中は東京にとどまるが、終戦直前の1945年4月に富山県福光町（現・南砺市）に疎開。同年5月の東京大空襲で自宅を焼失し、板木の多くを失う。

戦後の棟方は、1955年に第3回サンパウロ・ビエンナーレでメタルールジカ・マタラッツォ賞（版画部門最高賞）を、1956年に第28回ヴェネツィア・ビエンナーレで国際版画大賞を受賞するなど国際的な評価を確立し、1959年にはロックフェラー財団とジャパン・ソサエティの招きにより初めて渡米、各地で個展を開催し、大学で「板画」の講義をおこなった。また、約9ヶ月の渡米中ヨーロッパへも足を延ばし、各地の美術館を見学している。

1960年頃から眼病が悪化し、左眼が殆ど失明状態となるが、その旺盛な制作活動は晩年になっても衰えを見せず、《花矢の柵》、《大世界の柵》など「板壁画」とよばれる大型の作品を手がけた。1970年には文化勲章を受章。「板画」の他、自ら「倭画」と名づけた即興的な日本画を数多く制作、大衆的な人気を獲得していった。

1973年、鎌倉市に財団法人棟方板画館を開館したが、翌74年に健康を害して入院、1975年5月に東京の自宅で死去。同年11月、青森市に棟方志功記念館が開館した。

青森県がん療養冊子

2020年8月1日　第2版発行

編　　集：青森県がん診療連携協議会　相談支援部会

発　行　元：青森県立中央病院　がん相談支援センター

